



熊本県公報

第12783号
平成30年12月14日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の変更登録	(障がい者支援課) 2
○定数漁業の許可申請期限	(水産振興課) 2
○保安林指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林指定に関する予定	(//) 3
○保安林指定に関する予定	(//) 3
○保安林指定に関する予定	(//) 3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○道路の供用開始	(//) 4
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の区域変更	(//) 5
○道路の区域変更	(//) 6
○道路の区域変更	(//) 6
公 告	
○建設業法第28条第3項に基づく監督処分	(監理課) 6
○都市計画公園(高野辺田公園)の変更	(都市計画課) 7
○都市計画公園(蓮台寺公園)の変更	(//) 7
○道路の位置の指定	(建築課) 7
○熊本都市計画地区計画(近見六丁目(その2)地区地区計画)の決定	(都市計画課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理審議会委員選挙(宅地所有者の部)の投票を行わない旨の公告	(都市計画課) 8
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 8
○農用地利用配分計画の認可申請	(//) 9
登 載 依 頼	
○第17回熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(本人確認情報保護審議会) 9

告 示

熊本県告示第1038号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市栄字上生道 3416番1地先から 合志市野々島字永田 3682番5地先まで	前	6.0 ～ 27.4	3625.0	活力創出基盤
			後	6.0 ～ 27.4 13.3		

			~	3347.0
			113.8	

2 区域を変更する期日 平成30年12月14日

熊本県告示第1039号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社6L	ヘルパーステーションみんなの家	八代市二見本町715番地1	平成30年12月3日	訪問介護

熊本県告示第1040号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者の変更の届出を受理したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。
平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社万年青縁 熊本市東区上南部一丁目15番20-3号	訪問介護事業所omoto 熊本市東区上南部一丁目15番20-3号	432200039	平成30年12月3日

熊本県告示第1041号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成30年12月14日から平成30年12月21日まで（公示日から1週間）

熊本県告示第1042号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字下鳴谷郷2632番1、2633番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下鳴谷郷2632番1・2633番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1043号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本町本字丸木場7283番、7290番1、7293番、7311番、7326番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字丸木場7283番・7290番1・7293番・7311番・7326番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1044号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町路木字山郷2682番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字山郷2682番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1045号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字唐干田5630番1、5675番、5676番、字田重5684番、5689番、5703番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字唐干田5630番1・5676番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1046号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社愛仁福祉会 熊本市中央区大江二丁目14番15号	小規模住宅型有料老人ホーム京 熊本市中央区大江二丁目14番15号	431100372	平成30年12月4日	有料老人ホーム

熊本県告示第1047号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字太田 179番1地先から 同所 166番地先まで	前	10.7 ～ 16.1	201.1	災害防除
			後	10.7 ～ 16.1	201.1	
				11.0 ～ 19.8	213.5	

2 区域を変更する期日 平成30年12月14日

熊本県告示第1048号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町高木字上倉津和 5046番1地先から 上益城郡御船町高木字下前田 5097番1地先まで	183.3	活力創出 基盤
		上益城郡御船町高木字上倉津和 5005番地先から	214.1	

		上益城郡御船町高木字下前田 5102番地先まで		
--	--	----------------------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成30年12月16日

熊本県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町島木字檜又 4413番3地先から 上益城郡山都町北中島字古皿木 2502番地先まで	170.3	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成30年12月14日

熊本県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	宇城市三角町波多陣ノ内 670番3地先から 同所 720番8地先まで	315.0	広域連携 交安

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	益城矢部 線	上益城郡益城町大字寺迫字日 待 1199番1地先から 上益城郡益城町大字寺迫字小 柳 1055番1地先まで	前	11.1 ～ 12.5	42.0	災害復 旧（仮 設道撤 去）
			後	9.5 ～ 12.5	45.1	
			前	11.1 ～ 12.5	42.0	
			後	11.1 ～ 12.5	42.0	

2 区域を変更する期日 平成30年12月14日

熊本県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字川平	前	9.6 ～ 9.9	8.0	災害復旧
		同所 8番3地先から 8番1地先まで	後	9.9 ～ 11.3		

2 区域を変更する期日 平成30年12月14日

熊本県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字荒瀬	前	3.8 ～ 5.7	35.9	災害復旧（仮設道撤去）
		同所 1125番3地先から 無番地先まで		4.0 ～ 8.7		
		同所	後	3.8 ～ 5.7	35.9	

2 区域を変更する期日 平成30年12月14日

公 告

熊本県公告第769号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成30年12月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
株式会社優月工業
熊本市北区植木町宮原118番地
代表取締役 藤田篤史
熊本県知事許可（般-27）第17873号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 期間
平成30年12月18日から平成30年12月20日までの3日間

4 処分の原因となった事実

平成29年11月15日、熊本市中央区のビル改修工事現場において、株式会社優月工業は、労働者に建物外部の仮設足場の組立の作業を行わせるに当たり、安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させ、その使用状況を監視しなけばならないのに、その措置を講じなかったことにより、労働者が墜落して死亡した。

この事故に関して、熊本簡易裁判所から株式会社優月工業は、労働安全衛生法違反で罰金30万円、同社代表取締役は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪で罰金50万円、現場責任者も同罪で罰金40万円の略式命令を受け、平成30年9月5日にその刑が確定した。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

熊本県公告第770号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第771号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第772号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市泗水町吉富2177番地1
- 2 築造者の氏名 入佐孝三
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字塚本3185番11、同3185番12、同3185番13、同3186番8、同字上原3213番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 11.25メートル
- 6 指定年月日 平成30年11月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第287号

熊本県公告第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（近見六丁目（その2）地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字七ツ石2971番6
202.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区飛田4丁目6番125号 グリーンコート201
西 正勝

熊本県公告第775号

平成30年12月23日に実施予定の熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地所有者が選挙する委員の選挙については、届出があった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わないものとする。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第776号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1442番ほか9筆 (一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田20番2ほか4筆)
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1493番ほか12筆 (一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田21番1ほか3筆)
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1045番ほか2筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添994番ほか3筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除922番1ほか3筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田975番ほか2筆
株式会社クマヒロファーム	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊崎191番13ほか4筆
多田 浩一	八代市中北町	八代市中北町字中牟田3592番1ほか5筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字上笹原4505番1ほか4筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字舟ノ鼻3124番1
東 一善	人吉市下漆田町	人吉市大字下漆田町字東前田3204番
農事組合法人たら	球磨郡多良木町多良	球磨郡多良木町大字奥野字上畑中958

ぎ大地	木	番ほか7筆
松本 廣幸	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡多良木町大字多良木字古多良木4063番ほか1筆
高口 秀敏	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字今村1493番ほか3筆

2 申請年月日
平成30年12月3日

熊本県公告第777号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小浜めぐり合同会社	玉名市小浜	玉名市小浜字上牟田399番1ほか5筆

2 申請年月日
平成30年12月5日

登載依頼

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年12月14日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成30年12月26日（火）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) 県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について
 - (2) 本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村・税務局市町村課）
（電話 096-333-2105）